

# 地方議会の改革

Kinoshita



## 二七議会基本条例を

Fukushima



「議会基本条例」の制定が

全国の地方議会に注目を集めています。二〇〇九年四月一日時点で議会基本条例を制定した市町村議会は48となり、ゲームと言っても過言ではない状況です。しかし、その内実は、議会議長が首長に対抗する権限を強化しただけの条例も少なくありません。地方議会改革の本来の目的は、議会と市民の関係の強化によって議会を活性化することです。市民の不参加は、結果的に議会の力を弱め、自治の力を推進できません。

地方議会の改革は、地方分権の流れとは不可分です。中央と地方の関係や地方分権の背景等、地方自治体を取り巻く環境を俯瞰した視点から問題提起します。

また、議会基本条例を制定した48市町村議会を対象にアンケート・ヒアリング調査の分析を基に、問題点の整理、改善点の提案をします。また、地方議会の現状と展望について、皆さんとの議論を行います。

Kato



# 斬る

Nakao



2009年7月1日

# 本日の目次

- 1 「二セ議会基本条例」: 市民と議会の関係
  - ・市民参加
  - ・情報公開
- 2 特色のある条例
- 3 制定に当たって検討すべき課題
- 4 東京財団提言(必須項目)にむけて  
～パネルディスカッション・意見交換～

# 議会基本条例の分析

- I 対象の議会：2009年4月までに制定した48市町村（府県は除く）
- II 基本姿勢：議会改革の試みとして高く評価  
今後の展開を期待、歓迎
- III 目的：建設的な提案・提言  
栗山町議会を基本に分析したが、完成型ではない  
理念・目標・目的と合致した手段が条文として明記

今回の報告は、中間的なとりまとめ、今後ヒアリング調査を進め、年末を目標に東京財団提言（必須項目）を発表予定

## 1 「ニセ議会基本条例」:市民と議会の関係

議会への市民参加を強化する条文がないものは  
「ニセ基本条例」である！

- 一般会議の開催
- 参考人／公聴会制度
- 請願者／陳情者の委員会での発言
- 委員会の公開
- 議会報告会の開催
- 議案への各議員の投票結果の公開

制定過程も重要

## “真剣勝負”が実現する

議員が自らの支持者でない市民と  
議会主催の正式な場で公開議論すること

市民は投票していない議員に  
対して意見を言い、  
その議員からの反応を得ること

# 条例比較(抜粋)

			栗山町	M町	H市	T町	I市
議会と住民の関係	情報公開・情報提供・説明責任	委員会の公開	◎(4条)	◎(4条)	◎(7条)		
		議会報告会の開催	◎(4条)	○(4条)			
		議案への賛否表明	○(4条)	○(4条)			
	住民参加	”一般会議”の開催	○(4・14条)	○(11条)			
		参考人・公聴会制度の義務付け	○(4条)	○(4条)	○(7条)		
		請願・陳情者の委員会での発言	◎(4条)	◎(4条)			
		傍聴者の発言					
		議員定数の決定に住民参加を義務付け	○(21条)	○(16条)			
		議員報酬の決定に住民参加を義務付け	○(22条)	○(17条)	○(19条)		
		議会で使用した資料等の住民への提供	○(2条)	○(2条)			
議会と執行機関の関係	質疑応答の方式	一問一答	◎(5条)	△(5条)	△(8条)		
		首長その他の職員の反問権	△(5条)	△(5条)		○(3条)	
	首長の政策提案等の場合の説明事項の規定	◎(6条)	◎(6条)		○(5条)		
	首長による予算・決算の政策説明資料の作成	○(7条)	○(7条)		○(6条)		
	議決事件の拡大	○(8条)	○(8条)		○(5条)		

◎ 義務規定 ○ 努力規定 △ できる規定

## 2 特色のある条例

“議会は、陳情書又はこれに類するもの(要望書、嘆願書、要請書等)は、議長が議会運営委員会に諮って審議の必要があると認めたものは、請願書の例に処理し、審査が必要がないと認めるものについては、議員配布のみとし、審査は行わないものとする。”【T町第5条5】

“議会における質問は、議員固有の権限であり、議員は質問作成に当たり、町長等に代筆行為の要求をしてはならない。”【K町第7条】

“議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、人口及び財政力等が市町村の議員定数と比較検討し、決定するものとする。”【M市第14条2】

“議員並びに議員の配偶者及び2親等以内の親族が役員をしている法人等(当該者が経営する個人事業所を含む。)が、町が行う工事等の請負契約、物品の納入契約等を行った場合、議員は、その契約後、速やかに、契約の内容、請負方法、契約の金額その他議長が必要と認める事項を議長に報告するよう努めるものとする。”【N町6条2】

“議長は、前項に定める報告があったときは、町民に公表するよう努めるものとする。”【N町6条3】

“市民からの請願及び陳情については、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるように努めること。”【A市第6条3】

“政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決を要する予算であることから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出し、自ら1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に公表する。”【F町第16条2】

“市議会は、議員報酬の改定に際しては、その報酬の額が、議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、市議会としての意見が反映されるよう努めるものとする。”【S市第21条】

“議員は、市職員、臨時職員等の採用に関し、一切関与してはならない。”【N市第19条4】

### 3 制定に当たって検討すべき課題

最高規範(憲法・地方自治法との関係)  
義務規定・努力規定・できる規定

市民参加・情報公開の具体化(方法・回数)

議員とは何か

議会の運営(議長の選出／中立性・委員会中心主義・会派)

議会運営の支援体制(議会事務局・附属機関)

## 4 東京財団提言(必須項目)にむけて ～パネルディスカッション・意見交換～



福嶋浩彦 上席研究員  
前我孫子市長



中尾 修 研究員  
前栗山町議会事務局長



木下敏之 上席研究員  
前佐賀市長